

第3回 南九州市新庁舎建設 65 億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例の制定に関する
特別委員会 会議録

令和6年4月4日(木)
議会議事堂

(開会 9:30)

1 議案第41号 南九州市新庁舎建設 65 億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例の制定について

○吉永委員長 それではただいまから、南九州市新庁舎建設 65 億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例の制定に関する特別委員会を開会いたします。

議案第41号 南九州市新庁舎建設 65 億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例の制定についてを議題とします。

本案に関し、地方自治法第77条第4項の規定による意見の陳述を行っていただきます。

それでは、意見を述べていただく条例制定の請求代表者に入場していただきます。

それでは、意見を述べていただく条例制定請求者代表者は西次雄さん、川口正一さん、亀甲俊博さん、西倭代さんの4名であります。意見陳述の時間は4名で、1時間以内となっております。

条例制定の請求者代表に申し上げます。意見陳述は、条例制定の直接請求に係る内容であることをお守りください。また、傍聴者の方に申し上げます。傍聴人は拍手をしたり、発言をすることを禁止されておりますので、静粛に傍聴していただきますようお願い申し上げます。それでは、本条例の制定についての趣旨、内容の説明について、川口正一さんの発言を許可いたします。

○川口正一氏 意見陳述人の川口といいます。議会の皆様におかれましては、南九州市新庁舎建設 65 億円規模の現計画を問う住民投票条例について、意見を表明する特別委員会を設けていただきありがとうございます。また、意見を述べる1人として、ここに出ささせていただくことを大変ありがたく思っております。私昨日、どうしたら人の心を変えることができるんだろう。そのようなことをぼーっと考えておりました。なかなか、議会の皆さんの心が相当難しいですが、一生懸命私の思いを述べたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○吉永委員長 川口さんすみません。傍聴者の方は、携帯をそこで使わないでください。どうぞ、よろしいですか。

○川口正一氏 この住民投票条例について、いろいろと訴えるわけですがそれでもその前にどうしても、65 億円の新庁舎の問題について、その経緯に触れるということが、大事ですので、それに至ったわけですから、とても大事なことやと思いますので、そちらのほうも述べさせていただきたいと思います。私1日の日に、役所のほうへ参りまして、私たちの住民投票条例について、当局並びに市長がどのように意見を言うかその意見文を開示していただきまし

た。その流れ、これに至った流れと、これにつきまして、私の持ち時間の限り、訴えさせていただきたいというふうに思います。長ったらしい例えば住民投票条例とか、子供を子や孫の未来を考える会ありますけれども、今後それが重複する場合には、もう住民投票条例、または考える会というふうに簡単に述べさせていただきたいと思います。

私は前回の陳述でもお伝えしたいんですけども、1回目から3回までの、当市庁舎に関わる話合いに参加させていただきました。そして、3回目のときに、今問題になっている最終の案というのが出されたわけです。最終の案というのはどのようなものだったかといいますと、再三再四、皆さんももう、いろんな方からお聞きしてると思うんですけども、これはもう本当に大事なポイントですので、述べさせていただきたいと思います。令和4年の1月26日、南九州市新庁舎検討委員会委員長鰐坂徹氏が、南九州市新庁舎建設基本構想基本計画についての答申を提出いたしました。市の当局、または市長自身、それを受け取って、そして、その後の行動があるわけですけども、その行動に対して、私は市民を裏切るようなそういうような事実があるというふうに感じております。まず第1番目に、地方自治というのは、本当にどうしても住民の意見を聞いていくというこの1点は絶対譲れないことだと思ってます。住民の願いに沿って政策諸施策を進めていく。これは、住民のセーフティーネットの最後のとりでである。地方の自治体の大事な大事な基本的な役割だと私は思っております。したがって、そこをそこに対して、地方自治体の首長なり、当局側がおろそかにするようなことがあったら、やっぱり私たち地域に住んでる人間は声を上げるというのが、これは日本国憲法に保障された大事な権利でもあり、鰐坂徹氏は、委員会答申で、市長に答申したわけですけども、検討委員会の答申の中に三つの柱がありました。そしてその三つ目に、新庁舎建設の建設に当たって、配慮すべき事項というのがあります。そして、(1)としまして、今後の基本設計実施設計において、人口減少や事務のデジタル化など、将来を見据え、規模及び財政的に過大にならないように検討すること。これがまず第1点です。それと、著しい物価上昇等の予期しない事象が発生し、基本計画にある概算事業費約45億円を超えた場合は、再度、施設規模や建設工事費の見直しを行うことというように記述してます。しかし、市長は、同席で受入れたにもかかわらず、その間の詳しい説明などは市民になく、1年2か月後の令和5年4月の市報で初めて、南九州市新庁舎建設基本計画設計完了時点での概算事業費が、当初の45億から65億円に増えたことを発表しました。理由としては、ウクライナ情勢による原油や天然ガスなどのエネルギー資源の高騰、急激な円安などの要因ということでした。ロシアがウクライナに侵略して、エネルギー危機と言われるような事態にあるということは私たちも予見しがたいことでしたけれども、その当時から、円安傾向があり、そして物価高が徐々に徐々に起こっていたというのは、これは、事実であります。だからこそ私たちは、歯止めをかけるために、その3項の中に、やっぱり想像できないぐらいのことがあるかもしれないけれど、もしそうなったとしたら、やっぱり見直すっちゃうのは大事なことです。先ほど述べたとおりの答申になったわけです。内容になったわけです。当時ですね、皆さん方も記憶にあると思いますけれども、東京オリンピック行われまして、7700億円ぐらいのものすごく簡素な簡素なオリンピックをするという触れ込みで、計画されました。ところがですよ。終わった時点でまだ結論は出てなかったんですけども、何と、当初の予算よりも、5倍以上になるだろうと。3兆円を超えるだろう。そういうような決算が出るという

ことが、新聞紙上をにぎわしていました。だから、私たち検討委員も、それからそこにおられる市庁舎の方々を、ごめんなさい当局の方々も、やはり、こういうような安定しない世の中だから、いつ何どき、このような値上げラッシュで、建設費等が上がる可能性もあるかもしれないと思われたのかもしれませんが。私たちがそのことを理由に提案しましたら、すんなりと受入れてくれました。それはあつてはならないことだというふうに当然思われたことだと思います。それを市長自身は、そこで列席してましたし、直接、それを1月26日に受け取ったわけです。ただこれは大変重い事実と言わなければいけません。今までの検討委員会、いろんな種類の検討委員会が3回合計ありましたけれども、最後の集約みたいな形の重みのあるものを受け取ったわけですから、これは、当局初め市長さんはしっかりと受け止めるべきだというふうに私は思っております。関連しまして市報の4月号に。

○吉永委員長 傍聴者の方に申し上げます。傍聴者の方に申し上げます。傍聴席で話をしないでください。

○川口正一氏 市報4月号に、令和5年3月3日、ひな祭りの日ですけれども、このときに、議会全員協議会が催されたということです。そしてそのときに、建設工事費を増額する方向で、見直すことに理解と協力を議会が議会がですよ。了とした旨記載しております。その間の、議会、市民の声を議会が一つも聞こうとしなかったことは大きなこれは誤りだと私は思っております。全員協議会で、当局、市長側がこのようになりました、はいそうですか、それは結構ですねと言ったかどうか知りませんが、了解した旨を与えたということは、結局は、議員の皆さんに投票してくれた有権者の思い、それから、当然、それまでの検討委員会の結論をまるっきり顧みなかった。それはやっぱり、議会としてすべきことではなかったと言わざるを得ません。議会は、執行部の市長や当局の下請機関じゃありません。行政の行き過ぎた面をきちんとチェックしていく。これこそが、地方議会の本来の在り方です。議会は、当局側とパートナーでお手々つないでいくような、そういうような関係性ではないはずです。また、令和5年4月の自治会長公民館長事務説明会では、検討委員の1人であったH氏が、新庁舎問題で発言しました。そうしましたら、地域代表の方々が、しっかりと、耳を傾けて、それはやっぱりあつてはならないことだということで、大きな渦になったということ、本人からお聞きしております。そして、そのことがきっかけになって、45億円が65億円になったんだってということが少しずつですが、広がって行って、これってやっぱりおかしいよねというような、大きな波ではないですが、さざ波ぐらいにはなっていたと思います。このときですよ。やっぱり当局、市長はもちろんですけれども、当局の議会の方たちも、このことは、市の仕事は俺たちに任せよという、というようなそういうおごりってなかったでしょう。私は議員の皆さんに、なんちゅう事言うんだと言われるそうかもしれませんが、その時点では、そのように思っておりました。そして、令和5年の6月、上赤・西山議員が紹介議員となって、請願事項が提出されました。請願事項の1は、議会に否決されました。ただ、第2項のやっぱり説明はしなければならないと。そこで、議会の良心が働いたと私は思っております。だから、少なくとも、地区公民館単位で説明会をするというふうに、約束せざるを得なかったことに対しては、私は当然のことやと思ってました。議員さんの議会の良識に大変感心いたしました。ところがですね、議会や議会の議会ですうなったにもかかわらず、市長や当局の方々は、たったたった1回だけです。颯娃町で1回だ

けの説明会、知覧町で1回だけの説明、そして川辺町で1回だけの説明会、これだけで、もう市民の理解を得たということにしてしまったわけです。だけれども、第2項には、採択された2項には、少なくとも、地区公民館単位でという記述があるんです。もし、あのときに、勝目の地区公民館でも、それから、平山の地区公民館でもというように、それぞれの顛娃町、知覧町、それから、川辺町、地区公民館ごとに、このようになったんだけど、45億が25億、20億増えて、65億でやろうと思ってんだけど、皆さんいかがでしょうかというふうに提案したら、そこでやっぱりいろんな意見が出て、状況は変わってきたと思うんです。ところが、それをしませんでした。1万人当たりたった1回の説明会で済まそうとしちゃったわけで、これは議会制民主主義という名に値しません。住民の声を聞くという名に値しません。だから結論を言えば、今こんなふうになって、私たちが住民投票条例を提出しているというのは、このような積み重ねで、やはりあちこちで、おかしいよねえ。やっぱりこんなふうに大きく変わるんだったら、20億といった莫大なお金だよ。そうなるんだったら、やはり住民に聞かないといけないよねと。ひと握りの、市長やそれから当局の方、議会だけで決めていくなんていうような、とんでもないことだよ。こういうような声が起こるのは当たり前だと思ってます。市長は3月25日、今年です。ある議員の質問の一般質問の答弁でも、市民の理解が不十分であった。説明が足りなかった5回も発言しました。自らそのように認めているのでしたら、現行計画で新庁舎建設を進めるべきではない。これは当然のことです。ぜひとも市長及び議会の皆さんは、住民投票条例を制定実施し、住民の判断を聞くべきだと思います。次に、当局、市長の意見について述べていることを、2点だけ訴えたいと思います。一つは、議案の中にですねこの写しの中にあつたことですが、投票条例の疑問点及び問題点というのがありました。私たち考える会の提出したこの住民投票条例は極めて分かりやすいものになってます。そして、問題点として、市当局または市長が挙げてるところには、比べるものではないか、ありますけれども基本的な考え方としては、住民投票は全国どこでも、近隣の自治体でも行われている住民の対象となる住民の方は極めて分かりやすいものにしてます。まず、選択肢、これについても意見を頂いてましたけれども、二者択一にします。近年では、投票の説明の形式によっては、投票結果に余地を残してしまう。だから、二者択一でかAかBかというような形で、賛否を問うものが多くなっています。垂水では、鹿児島県の垂水では、やはり住民投票行われました。選択肢は、現行の市庁舎建設に賛成、現行の庁舎建設に反対、この2択です。ちょっと遠いんですけども島根県の松江市では、これ割と新聞紙上に話題になりましたので知ってる方多いと思います。選択肢は新庁舎事業が中断し、住民との対話、討論を踏まえて再考する。これが選択肢の一つ。二つ目は、新庁舎事業は現行のまま中断する。これをどちらか選びましょう。極めて簡潔なものです。そして私たちの、住民投票条例は、新庁舎建設65億円規模の現計画に賛成、新庁舎建設65億円規模の現計画に反対、2択になっております。極めてシンプルで、住民の気持ちがすぐに分かります。それは今までの流れから言えば、45億円が65億になったっちゃうことも、大体の市民の方は選挙戦を通じて、知っておりますので、それで私は十分だと思います。二つ目、投票総数なんかは、投票資格者の2分の1、3分の1というところも、決めているところもあります。それ以外はもう開票もしないというところもあるんですが、近年は、投票成立要件を設けない自治体も多くなっているということを調べて知りました。だから、近隣の自治体、

あちこちで起こってるような、投票条例についても、比較多数。選挙と同じですね。いつか埼玉県では23%の投票率で現職が80%の得票して勝利したというような例がありました。それと同じみたいなもので、比較多数。私たち南九州市はそのような低投票率にはならないと思いますけれども、比較多数AかBを選択してもらって、多かったほうを民意として考える。これが、現在の通常の流れになっております。そういうすることによって、実際に皆さんがオッケーサインを出して議会でオーケーしてくれてやってくださったら、3町の融和、これは名実ともに南九州市が一つの自治体として、大きく飛躍するきっかけとなるもんだと思ってます。ぶすぶすぶすぶすマグマは爆発しません。しかし、既定の4倍以上集めたにもかかわらず、これを否決し未実施となればどうなるのでしょうか。融和どころか、分断された南九州となり、しこりが残り、未来永劫に大げさな言い方になって申し訳ないですけども、やはり頼娃町とか、知覧町とか、川辺町とか、そのようなものが、事あるごとに出てくるのではなかろうかと思います。私は今回のことは、南九州市が大きく未来へ羽ばたいて人口減とか、若者が減っていくとか、移住定住がなかなか進まないとか、そういういろんなマイナス要因を蹴っ飛ばしてくれる。そのような大きな転機になると信じています。議会の皆さんの賢明なる判断を頂きまして、ぜひ私たちの住民投票条例可決してください。よろしく願いいたします。私の陳述、意見を述べさせていただきの終わりとします。時間超過しました。失礼いたします。

○吉永委員長　ここで傍聴者に再度、申し上げます。本会議、特別委員会などの傍聴規定がございます。それにのっとって傍聴の許可をしておりますので、静粛に傍聴していただきますようお願い申し上げます。なお、それが守れない場合は退席を再度促しますし、これを傍聴許可を撤回することもありますので、その旨お伝えいたします。

○日置委員　委員長、暫時休憩を求めます。

(休憩)

○吉永委員長　再開します。次に、西俣代さんの発言を許可いたします。

○西俣代氏　南九州市の医療機関で、受付業務をしている西と申します。長年医療機関で勤め患者さんと接する中で、市民の声を言わせてもらいます。南九州市は、とにかく交通の便が悪いとよく言われます。バスの便も少なく、ひまわりバスも年々便が減らされていて、病院に行きたい日には運行しておらず、とても不便で分かりにくいとのことです。タクシー代も値段が高くなっていて、度々乗車することはできないといえます。国民年金で毎月5万円しかもらわない中で、病院での薬代、交通費と安心して治療ができない。体の不自由な方はもっと大変で、大きな病気を発症したときなど収入もないので治療もできない。子供は他県に住んでいて頼る人もいない。実際交通の不便さで治療に来られなくなる患者さんも少なくありません。南さつま市では、毎年65歳以上の方を対象に、1人につき2万円分のタクシーチケットを配布しています。南九州市は、新庁舎を建てることよりもまず交通の不便の解消をし、さらにあわせて、タクシー代にも買物にも温泉代にも使える商品券を、南さつま市と同様額、もしくはそれ以上の額で、市民に配布するのが優先ではないでしょうか。次に、当院受付においてある新庁舎建設のチラシに対して、及びその他の南九州市市民の方の意見と不満です。人は少なくなる一方なのに、そんな大きな市役所をつくる必要があるのかとの声が多数あります。ほかにも、お茶農家の方はお茶の値が安くてとても苦しい、大根農家の方

は、温暖化で大根が腐れて売り物にならず、苦しい。カライモ農家の方、後継者がいなく、年老いてからも収入のために腰を曲げて、重い芋を抱え苦勞するばかりのところに、芋腐れが多く生活が苦しい。若者が少なく、高齢者ばかりの地域の方で、奉仕作業のときなど、高齢者も参加しなければ終わらないから、1日ばかりで作業をすることもある。木々の葉、特に杉の葉が道端や家の周囲田畑にとにかくたくさん落ちて片づけをしなければ、側溝に杉の葉がたまり、大雨のときに水が道路にあふれ出てくるから、杉の木を切ってほしいと議員さんに訴えたが、何も行動を起こしてくれていないとのこと。子供たちの給食費を払えないほど、また若い人たちのことです。子供たちの給食費を払えないほど生活苦の家庭もいて、子供助成金を差押えられてもなお給食費、学校費をそこから引かれる方もいらっしゃるそうです。子供たちの手当も、南九州市より南さつま市のほうがよいので、南さつま市に引っ越したという方がとても多いです。高齢者、子供たちのために、どこまで南九州市が頑張っているのか分からないとの声も多いです。このように、新庁舎建設よりも先に取り組まないといけないことがとても多いと思います。南九州市の交差点で頭を下げてパフォーマンスをする議員さんがいらっしゃいますが、そんなパフォーマンスよりも、地域の人たちの困り事を聞きに歩いて回って、弱い立場の人たちの力になることが、議員の皆さんの仕事じゃないですか。現庁舎は既に耐震補強済みのだから、まずは市民の生活を守ることが最優先だと思います。南さつま市は人口減少が少ないですが、加世田市中心部だけが潤っていて、そのほかの地域は人口が減少しているという方がいますが、南九州市も新庁舎が建てば、知覧町だけが潤い、穎娃川辺地域が衰退していくことは、間違いのないんじゃないでしょうか。以上です。

○吉永委員長 次に、亀甲俊博さんの発言を許可いたします。

○亀甲俊博氏 私、亀甲俊博と申します。

以前、役所にも努めておりましたし、議員も1期させていただきました。その中で日頃感じていることを思いながら、お話をしてみたいと思います。皆様方は、御承知のとおり、地方自治の本旨の一つである住民自治は、憲法で保障されております。住民投票は、市民の政治に関する市民の政治に対する関心と呼び起こし、住民自治を発展させる可能性を持っております。しかし、そのためには、政治や行政への参加、参画が十分に行われなければ、市民のための行政の実現は困難であります。私、行政マンのときに、川辺町のごみ処理基本計画をつくり、ずっと実施をして、今の状況にしてもらったんですけども、住民の方々に、説明をして御理解を頂くというのにですね、その当時、もう20年30年前の話になるのかな。その当時115の自治会で、500回ほどの説明会を行っております。そのほかに、小学校中学校高校、それと、町内の職場、そういうところでも説明会を行って、もうわいはこんでよかもう分かったというぐらい、情報提供と説明をいたしました。住民の方々に御理解を頂くというのはですねそういうことだろうと思います。行政が出向いて、一人一人を思いながらきちっと説明をしていく。そうでなければ、行政は進みません。説得行政じゃ駄目なんですよ。納得しないと、住民の方々が納得しないと幸せ感是多分感じないと思います。ですから、たとえ市長、議会がですね、行政立法を行われたとしても、民意が反映されていないのであれば、本当の意味での地方自治とは言えないだろうと思います。町に住んでる人が豊かになった、幸せになった。言えるような政策が必要であります。このためにはですね、本当に住

民一人一人に寄り添った情報提供、住民の方々の自己実現を、実現させるためのですね、方策、施策、そういうものが必要であります。庁舎建設基本構想には、今後の人口減少に伴い財政規模が縮小してからの庁舎整備の検討は、現時点よりも著しく困難と思われると書かれております。これ言い換えますとですね、合併により交付税が減らされていく中、庁舎建設にかかる合併推進債を借りると、この償還が始まります。この頃になればですね、庁舎建設を決断した当事者たちは、もう第一線を引いているはずで。そして、残された者たちが、その思いを背負うことになります。私、新庁舎建設基本構想の構想と基本計画の策定についての諮問をですね、諮問答申を中身をホームページで確認をしました。庁舎建設基本構想基本計画の策定について諮問に対する答申の中で、配慮することとして、先ほど川口さんが申し上げましたけれども、今後の基本設計実施設計において、規模、財政的に過大にならないように検討すること。また物価上昇等の予測できない事象が発生し、基本計画にある概算事業費が45億を超えた場合は、再度施設規模や建設工事費の見直しを行うこととされております。よくよく、この基本計画を見てみますと、建物の構造が1番レベルの高い構造ですかね、何か3段階か4段階から建物のレベルがあって、1番高いのになってたんですけども、その下であってもですね別に構わないようなふうに感じました。ただ残ってる庁舎はですね文化財的な価値のあるような庁舎の中で仕事をしている市町村もあります。私、昔住民自治を一生懸命勉強する頃、北海道のニセコというところに行ったことがありました。もう今にも朽ち果てそうな庁舎で仕事をしておりました。庁舎いつ建設をするんですかって伺ったところ、まだ当分先のことですっておっしゃいました。それはですね、職員の方々が、住民が住民サービスをやりきった。もうそろそろ庁舎をつくらんかというまでは、職員は一生懸命住民の希望をかなえるために仕事をして、そういう気持ちになったときに、庁舎をつくらないと、意味がない、いい庁舎できないっていう話を聞いててですね。本当にびっくりしたんですけども、その町の財政係長をやった人が、今立憲民主党の大阪っていう国会議員ですね。もう僕らが行ったときは、後だったんですけども、やはり住民自治を勉強し勉強し、何が大切かということでですね、一生懸命やってる中で、住民の方々、私どもがそういうことは私たちがやろうやとか、いろいろ、そういう意見が出てきてですね。ほんで、行政を進めていって、今のニセコになったということですよね。まだ私どもが行ったときは、中身は、やってるレベルは川辺町と変わらなかったんですけども、その中で、やはり住民に対する考え方っていうのが全然違う。会議のメモ一つまでもですね、情報開示をするということでした。職員が、ですから、文書保存の規定も厳しくてですね。公文書は、町民1人1人が誰でも見れる。いつ来ても、町民に見てもらえるように、ファイリングシステムもきれいにできてまして、机の上には一つもものが載ってない。役所の職員が私物を持ち込んでないわけですよ。本当にそういう基本的なことも考えながら、川辺の場合はファイリングシステムができて、職員が帰るときは全く机の中に物が載ってないレベルで、やってたんですけども、そういうこと等もですね住民の方々に理解をしてもらいながら、やっていかなきゃいけないんだろうと思います。現在はですね、住民の考えを十分聞かずに、行政の考えを押しつけようとして、問題になっている事例も見受けられます。鹿児島市のサッカー場ですかね、あれも1例だろうと思いますけれども、合意形成をいかにして適切に行っていくかを考えていかないと、ずっとあとあと尾を引いていくということです。本市は合併により、県内では、

面積は非常に大きい町になりました。しかしこれはスケールメリットにならずにですね、スケールデメリットにずっと今後なっていくと思います。こういう中で、住民が求めているのは、少子高齢化が加速していく中で、市民の便利性、平等性を確保することです。現在の状況を申し上げますと、市民が地域居住環境の要望をしても、予算がないの一言で対応してもらえません。そういうことがあるという話を、よく耳にします。住民サービスを削りながら高価な庁舎をつくるのかってという話もよく住民の方々から聞きます。現在の経済の悪化、物価の上昇で、市民や市民の生活や経済に大きな影響が出ていることは、庁舎建設は形を変え、住民に負担を強いることになります。こういうことで、庁舎建設を中断した県もあります。いろいろ申し上げましたけれども、やはり住民の方々にどういうレベルで説明をして、御理解頂けるのが、ただ1通りの説明はですね行政のアリバイづくりでしかありません。裏を返すと住民無視ですよ。住民に説明をしたと言いながら実態は住民の人たちが理解するような説明はなされてないということですね。本当は、議論伯仲をして、その中でお互いが理解をしていくという、僕らは、ぼっけもん塾ということの中で、経営情報という手法を勉強し、相反する意見を持った人たちが共通理解をする作業というのをですね、したことがあります。それこそ脳が汗をかくぐらい考えないとなかなか考え方まとまりません。その中で、相反する計画、相反する意見をまとめて、はい。長くなりましたね。いく。そういうことが必要であるだろうと思います。ただそういうことをやってない限り、住民投票条例でですね、民意を判断をしないことには、住民の意見というのは表明できないということですよ。ですから、私は、お金は幾らかかるか分かりませんが、後世に禍根を残さない。今後、市の住民自治を発展させるそういう中でですね、やはりこの住民投票条例を制定をして頂きたい。そういうふうに思います。終わります。

○吉永委員長　ここでKYTのほうから、傍聴とカメラの撮影の依頼がありましたので、これを許可しております。カメラの撮影を許可しますので、その旨、お知らせいたします。

次に、西次雄さんの発言を求めます。

○西次雄氏　皆さんこんにちは。

今回、住民投票条例制定の請求をいたしました。我々はこの計画新庁舎計画をですね、当初の45億円規模に見直してほしいということでこれまで要望してまいりました。しかし、3月25日の最終本会議で、その思いは、かなわず新年度予算において、新庁舎建設費も可決され、新庁舎建設が今後進められていくものと思います。ただ、我々は、先ほども述べたように、当初計画の45億円に見直してほしいとの思いで、これまでいろいろ取組をしてきたところでもあります。その中で昨年6月に議会でも先ほどもございましたように、颯娃地域から同様の請願が出されました。そしてその取組の一つが今回の我々の住民投票条例制定請求です。地方自治法第74条で定められた住民参加の制度で、直接請求と言われます。首長や議会の代表制民主主義を補完する仕組みとして一定数以上の署名を集めることで、条例の制定、改廃や首長の解職、議会解散のほか、各種の投票類型があることは皆さんも御存じのとおりでございます。全国では、いろいろな住民投票が行われており、原発から産業廃棄物施設、庁舎の移転や新築に関するもので、様々な住民の多様な意見が反映された。住民投票を請求がされております。昨年、鹿児島県においても、川内原発の住民投票条例制定請求がなされましたが、規定を大幅に上回る署名を集めることができましたけれども、県議会で条

例が否決され、条例制定はなりませんでした。県規模の条例制定にはなかなかですね難しいと言われております。これは県の範囲が広く、川内地区以外の住民には関心が薄いことと言われています。しかし、全国では市町村レベルの住民投票が多く制定され、実施されております。今回の我々の請求も新庁舎をめぐるものであり、長崎県壱岐市、滋賀県高島市、そして、御存じのとおり先ほども出ましたけれども、鹿児島県垂水市などがあります。住民投票は市民の多様な意見を反映するもので、手段が多く用いられております。その結果が必ずしも施策を法的に拘束するものではないと司法でも判断されておりますが、住民投票結果が即反映するものでないことは我々も知っております。認識しております。しかし、住民参加の制度があるとの思いから、市民の多様な意見を聞く機会を求めるため、今回の請求に至ったものであります。規定署名数 550 人に対して、有効署名数 2337 名であります。2 月 2 日から署名収集者として 22 名の方が参加され、委任署名収集者を含めて 20 日間でこれだけの署名を頂けたことは、市民の関心の深さを示すものであります。投票、署名頂いた数は 2425 名であり、これは選挙管理委員会の選挙人名簿は、地方自治法上の基準日が今年の 12 月 2 日であり、私どもが署名を始めたのが 2 月 2 日からであったことから、12 月 2 日以降に生まれた方の署名が無効になった例もありました。また、県内 43 市町村での住民投票条例は、阿久根市や垂水市以外にはないと思います。現在、伊佐市でも、新庁舎建設をめぐって住民投票を求める声が上がっていると我々のほうにも連絡が来ております。ましてや南九州市でも合併前も記録はなく、合併後、本市発足以来初めての住民による直接請求であります。このことは選挙管理委員会でも初めてのことであり、署名簿提出時と署名収集証明書の交付時には、選挙管理委員会委員長も同席され、また、審査に当たっては選挙管理委員長も後に 200 筆ほどを審査されたと伺いました。このように、住民投票をめぐる請求は、住民参加の制度として施行されており、市長の公約である市民の声が羅針盤との文言からすると、まさに今回の住民投票条例請求は、市民の声を聞く最善の機会であると思います。そして、議会の皆さんにおいても、議会民主主義の根幹である。市民の代表であり、多額の予算を投入する新庁舎建設には、この条例を成立させ、市民の判断をあおぐ前例のない最もいい機会であると思います。再度申し上げますが、本市発足以来の住民投票条例制定請求であり、現在、社会は大きく変わろうとしています。特に、急激な人口減少と高齢化社会を考慮すると、今後、介護職や本市の基幹産業である農業の担い手、後継者不足は喫緊の課題であり、国の社会保障人口問題研究所によると、急激な人口減少で、全国のほとんどの地方自治体は 2050 年には限界自治体となり、財政困難に陥ると報道されています。その中に南九州市も含まれており、その資料によると、南薩 4 市において 1 番人口減少が激しいのは、本市南九州市であり、特に現在の 10 歳代の人口減少は 60% であり、2050 年には、働き盛り、現在の 10 歳代は本当に本市に残って、どれほどの市税の貢献、市税に貢献していただければ、ほとんど納税が少ない高齢者ばかりで、介護職等が減少し、高齢者の対応にも苦慮されることが懸念されます。農業従事者の減少で、農業関係の税収も極端に減少をすることから、国の人口問題研究所は限界自治体となることを指摘しています。このように社会は大きく変貌しており、今回の住民投票条例は、将来の本市の未来を市民みんなで判断していただく最後の機会であり、議会の皆さんの良識ある判断をお願いする次第であります。最後に、先ほども申し上げたとおり、もしこの条例が成立し、投票が実施された場合でも、その結果を行政は、遵守しなければな

らないという法的拘束力はないことは明白であります。このことを申し上げて、この条例制定に議会の皆様の良識ある判断をお願いして、私の意見を終わります。以上です。

○吉永委員長 これでは条例制定請求者代表の意見陳述を終わります。

これから請求代表者の意見に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○日置委員 2点あるので、1点ずつ聞かせてください。西次雄さんに質問があります。陳述の中で、2330、有効投票数、有効署名数で言いますが、2337の署名を頂いたというようなお話があったと思うんですが、これはどのようなお声掛けというか意見で集められたんでしょうか。というのは2パターンあると思ってまして、一つ目は、新庁舎建設そのものがかかると。だからこれは反対なんだと、新庁舎建設をストップするために署名をしてくださってという形で集めたのか、それとも、新庁舎建設に賛成の立場の人にもいるでしょう、反対の立場の人にもいるでしょう。それでも住民で決定するということ自体に意味があるんだと、だから賛成反対にかかわらず、これは住民投票するべきだから、証明していただきたいという言い方で、署名を集められたんでしょうか。というのはこれによって、今回審査するものの意味が全く変わると考えてまして、これが新庁舎建設をストップするための集めた署名なんだっていう、だとすれば、それは、これだけ議会に反対の方の声だというふうにとらえて審査しないといけないし、逆に賛成反対にかかわらず集めたっていうことなのであれば、この2337名の中には、新庁舎建設には賛成なんだけど、決め方としては住民投票だろうという方も一定数含まれているというふうに考えないといけないんです。ので、実際に冒頭の質問に戻りますがこの2337のご署名を本当に御苦労だったと思うんですが、集められたっていうのは、新庁舎建設ストップ、反対のために住民投票という言い方で署名を集めたのか、それとも賛成反対にかかわらずこれは住民投票をやるべきだっていう言い方で集めたのか、どちらでしょうか。

○西次雄氏 住民投票条例請求についてはですね、先ほども、川口さんのほうから二者択一ということでありました通りですね、我々はその条例を制定して市民に賛成か反対か、それを仰ぐただそれだけのことで、署名を集めたわけですので、条例が制定されれば市民の皆さんがこれについて考えていただける機会、先ほどもございましたように、行政のほうは説明が足らなかったとか、あるいは、住民のほうはそれを認識してないとかいう声もあるんです。そうじゃなくて、このことがですね、一般の市民が庁舎に関心を持っていただくための条例制定請求ですので、賛成とか反対とかそれを基準にしているわけではございません。新庁舎問題に市民が関心を持っていただきたい。その思いでこの条例制定請求の署名を集めたと僕は認識しております。以上です。

○日置委員 すいません、質問を多分聞き方が悪くて、聞き方を変えます。例えば西次雄さんが、住民の方々にお会いして署名をお願いしたと思うんです。そのときに、おそらく新庁舎建設賛成の方もいらっしやったでしょう。っていうときに、これは反対のための署名じゃなくて、賛成反対を含めて住民投票を求める署名なんだっていうような言い方をしたのか。それともこれ反対を求めるための住民投票の署名だから、賛成の方は署名はまた違うよっていう形なのか。つまり、今、西さんのお答えっていうのは、住民投票に対する西次雄さんの思いをお答え頂いたと思うんですが、私が聞きたいのは、実際に集めたというふうにおっしゃられたときに集めた現場ではどのような声かけで集めていらっしやったのかということで

す。

○西次雄氏 どのように説明して署名をもらったのかということですか。先ほど申し上げたとおりです。条例を制定する。新庁舎建設に皆さん意識が薄い方もいらっしゃるんです。確かにですから、今こういうのが、新庁舎建設が進められていますよということで、我々は住民投票条例を制定するために署名をもらっています。制定請求するためにももらっていますというその理由だけです。それ以外に何もございません。

○日置委員 ということは、この 2337 署名っていうことは、新庁舎建設に対する、不満だったり、怒りだったりっていう方も当然署名してるでしょうがそれだけではなくて、シンプルに住民投票を求める方がこれだけいたというふうな理解でよろしいですか。

○西次雄氏 反対の方も結構多かったです。だけど、あくまでも条例で市民の皆さんが考えていただきたいという思いだったわけです。だから、条例に賛成、反対というだけではなくてですね、やっぱり市民の皆さんがですね、関心が薄い方も非常に多かったんです。それを、意識を掘り起こすためにも、この条例の制定をしたい。だから署名を頂きたい。皆さん方どう思いますか。そこまでは、問いかけた方もいらっしゃいます。私 1 人じゃないですから 22 名そして委任者もおりますから、そういう方々が皆さん同じように、そう説明されたかまでは私も認識しておりませんが、あくまでもこの条例を制定していただいて、市民皆さんがこの庁舎問題に参加していただきたいという思いで、署名を頂いたというふうに思っております。以上です。

○日置委員 今の点は理解できました。御丁寧な説明ありがとうございます。これもすいません西次雄さんにもう 1 点質問なんです、この意思決定の方法として住民投票がふさわしいっていうふうに変えたのはいつなんでしょうか。今 4 名の方のお話を伺っていてですね、川口さんと、西俣代さんと亀甲さんの御意見については、うまく理解できたかともかく、受け止められたつもりなんです。私なりに、ただ川口さんが御指摘したとおり、この件っていうのは、この瞬間をとらえて話しても余り意味がなくて、これまでの長い流れの中でここにきています。西さんが、現職の議員時代に、実際、住民投票を求める同僚議員もいたと思いますが、そのことについて皆さんが賛同を示したわけでは、西次雄さんが賛同を示したわけでもなかったし、市長選のときに、このことについては、新庁舎は大事だから住民投票で決めるべきだとおっしゃってたんだったら、それは何か一貫している感じがするんですが、市長選のときには住民投票をやるということはおっしゃってなかったと思うんです。実際問題、市長選で民意を問えると思ったからそれを最大の公約にされたんだろうと思うんです。だから、住民投票一つとっても現職の議員時代に、現職の議員は署名を集めなくても条例提案できますから、やろうと思えばできた立場だったんだろうと思うんです。私はそれを責めているんじゃないです。人間は考え方が変わって当たり前ですから、どこかの段階で、このことについては、昔、西さんはこれは議会で決めるべきことだと判断されたし、あるときには市長選で決めるべきことだと判断されたと思います。もうどこの段階で、これは市長選で民意を問うべきことでもなく、議会で決めることでもなく、住民投票に決めるべきだというふうにお考えを変えられたんですか、またその理由は何でしょう。そこが分からないと言葉が入ってこないです。

○西次雄氏 私も座って答弁させていただきます。この問題はですね以前のことを申し上げ

るのも、私ははばかりのかなと思いますけれども、市長選挙からこっちですね、市民のいろいろな声を聞いたわけです。その中で20億も上がったと。世の中が変わっているんですよ。急激に人口減少が経済の低迷、円安、非常に激変しております。日本社会自体が、そうする中でこれではいけないんじゃないかということで市長選挙になったわけです。市長選挙に敗北しました。2000票余りで、敗北しましたけれども、その後の私どもを取り巻く環境というか、新聞報道とかの中で、先ほども申し上げました。今3万2000人の人口が2050年には1万7000人になるんだよ。新聞報道でされています。これは国の研究所が言っているわけですので、我々が言ってるのではございません。これはもう、皆さんも事実だと認識すべきだと思います。その中で、この20億上がった新庁舎問題は どう取り組むのかという、我々考える会ではですね、もうあらゆる手段を講じて、議会、あるいは市当局に訴えていかないといけないということで、話合いが進んできたわけです。その中で、1月の4日でしたかね、鹿児島大学の地方自治の平井先生のところに相談に行きました。いろいろお話を聞いた中で、やっぱり黙ってたらもうそのままだよと。声を上げないといけないというお話を伺ったわけです。その中で1月4日以降、この考える会で、どういう取組をするのかということで、話合いをしてです。その中でこの住民投票条例制定請求もやろうということで決まったわけですので、経過としてはそういうことでよろしいでしょうか。以上です。

○吉永委員長 日置議員に、今の質問に対しては、意見陳述の内容の範囲を少し超えておりますので、質問を変えていただきたいと思います。本日の意見陳述内容についての質疑に、今しているところでありますので、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

○しい委員 今、委員長から日置議員の質問についての訂正というようなことで言われたんですが、ちょっとあわせまして、私、実際に西さんの声としてですね、9月に、今この住民投票条例を考えていらっしゃったという話をリアルに聞いた者の1人でございます。今日傍聴席に来ていただいている方と3名でお話しする機会がありまして、市長選にどなたか擁立できないだろうかというお話の場に立ち会わせていただいたことがありました。そのときにこの住民投票条例をそのときからも真剣に考えていらっしゃって、そのために誰か市長に立ってほしい人を擁立したいんだということを真剣にお話ししていらっしゃいました。それは9月議会の最中でございました。9月議会に傍聴に行きましてそのあとアポイントを頂きまして、この住民投票条例をやる流れのために市長選に誰か出てほしいし、その流れのために動いていきたい、だから一緒に動いてくれないかというような御相談を受けたんですが、私自身も、自分の目の前のやるべきことがあったので、できる範囲で考えていきますという御返事をしました。なので先ほど、日置議員の疑問点に答える事実としてお伝えできるのではないかと思います。その方に対してはこの住民投票条例に対する署名に対してどういう言葉がけ、フォローでお返ししたのか、教えていただけないでしょうか。

○吉永委員長 しばらく休憩します。

申し上げます。先ほど日置委員にも、注意した、本日の意見陳述の内容ですね。発言者のに対しての質疑を行ってください。今のはやはり、今までの経過についての質疑になってお

りますので、本議題に関する、今の質疑は、先ほど述べました条例請求主代表者の意見陳述の本日 4 名の方に発言していただきました内容についての質疑に限らせていただきますので、議員の皆様には、それに沿って質疑をお願いいたします。ほかに質疑はございませんか。

○村方委員 陳述者の皆様へ質問させていただきます。幾つか聞こうと思ってたこともございましたが、先ほどの陳述そして先ほどの答弁の中にも、思いを関心を持っていただきたいという一心があるとお聞きいたしましたので、どれを聞いてもそこに 1 番最後にはそういった部分につながっていくという部分もあり、気持ちも分かる中での質問でございます。

ほかの自治体の例、例えば垂水市とか例を出していただいた上で、ほかの自治体との比較もされてると思います。今回出されたほかの自治体の中と似てはいるんですけども、本市のこの住民投票条例では明確に金額の部分を書き記されてますね。ほかのところでは住民投票、新庁舎の建設の可否をとるとか、そういう文字だけの部分だったんですけども、この本陳述には金額が 65 億円規模と書いておりますが、それを比較した上でその文言を入れた理由というか、意味というか、そこについてももう少し御説明いただけないかと思っております。

○吉永委員長 議案質疑になっているような形になっておりますので、あくまでも難しいと思いますが、意見陳述に対する本日述べた。今説明述べていただきました意見書の言葉に関しての内容確認、そういった質疑を行っていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。今の質疑はよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○しい委員 西倅代さんにお尋ねしたいんですけども、自己紹介のところで医療機関に勤めてらっしゃいますというふうに言われてしまっているいろんな事例、お声市民の声というのを紹介していただいたんですが、これは業務をしている中でのお客さん、患者さんと交流する中で聞かれた声なのか、それとも署名運動にも署名活動も、恐らく携われた方の 1 人じゃないかなというふうにお聞きしているんですが、その署名の中で聞いた情報なのか教えてください。

○西倅代氏 どちらもですね、以前から、やはり、患者様の交通の不便で病院に来れない、帰るときなんかもうどのバスがあるのかとか、問われることが多く、やはり便がないよねって言って諦めてタクシーで帰られる方もいらっしゃるって、もう以前から、南九州市の不便さ、それ以外で、今日は何で帰るの今日はどうやってきたの家族が一緒ですかっていう、そういう会話の流れの中で困った事例を聞いていました。それと同時に、署名活動にも私も関わりましたので署名活動する中で、やはり、今私が言ったことはもう、これよりもまだちょっとあると思うのですが、たくさん頂いておりました。以上です。

○川畑委員 先ほど実際に西さんのほうから、市民生活の助成が大事だと。新庁舎よりも先に取り組むべきことがあると。そこで市民を守ることで最優先されるということから出てきたんですが、現顕娃、川辺、知覧のそれぞれの庁舎があるわけですけども、これが耐震ができていたというような認識を持たれていたというふうに、私は確認したんですけども、それは耐震ができてということをしかりととらえてそこで働く人たちの命を守れるということを考えていらっしゃるんでしょうか。

○西倅代氏 この署名を集める中でいろいろこの新庁舎のこと、現庁舎のことをいろいろ調べていく中で、まだこの耐震をして 10 年ならないということを確認しております。その中で、まず耐震をした時点で、まず住民の命、市役所の職員の方の命はまず守られるつもりで、

耐震をされたんですもんね。ということは間違いなくもう耐震ができて、市民の市役所の方たちの命は守られるということじゃないんですか。と思います。

はい。以上です。

○吉永委員長 ほかに質疑はございませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。

ここで、議案第 41 号について審査を一時中止します。

西次雄さん、川口正一さん、亀甲俊博さん、西倅代さんには貴重な御意見を頂き、誠にありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

(再開 11:10)

○吉永委員長 再開します。市長、副市長、課長、関係係長には御苦労さまです。

ただいま、議案第 41 号、南九州市新庁舎建設 65 億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例の制定についてを議題としております。議案第 41 号について、執行部に何か質疑はございませんか。

○日置委員 2 点あるので 1 点ずついきます。

意見書の中の住民投票例案の疑問点及び問題点の中で、執行部は、比較多数を占めた意見が住民の意思と判断するためには、最低投票率と得票率を設ける必要があると考えますというふうに記していただいてますが、これは何か具体的な何%とかいうようなお考えを持ってるっしゃるんですか。

場合によっては、修正案という形で設定することもできるわけですが、設ける必要があるって言うてるぐらいのこと、ぐらいのことというか、ということをお指摘されてるのか、それとも具体的に最低投票率、得票率の提案があるのか、どちらなのでしょう。

○福島新庁舎建設推進課長 ただいまの御質問でございますが、住民投票につきましては、やはり投票率が低いと偏った意見になるかと思えます。

そういうところを考えますと、これまでの市長選挙での平均の投票率等も参考にして、規定することが適切ではないかなと考えております。以上です。

○日置委員 具体的な数字の提案まであるのかということなんですか。

○福島新庁舎建設推進課長 これまでの市長選挙での投票率を考慮しますと平均 68.7%となっておりますので、この数字あたりが参考になるのではないかなと考えております。以上です。

○日置委員 今の件は理解できました。あと 2 点目の市長意見についてです。市長意見の 1 番最後の部分につきまして、これから市民の皆様や議会との対話を重ねながら、というふうに書いていただいているんですが、これは新庁舎の住民投票に関する陳述書ですよ。ということは、ここに対話って書いてますが、このことについて対話の場を引き続き設けていくって意味なんですか。

この文末の市民の皆様や議会との対話を重ねたいということを書いていらっしゃるの、これは市民との対話の場を今後、設けるという意味なのかどうかということです。

○塗木市長 今の質問であります。これまでも、この新庁舎建設のことについては、市民にも説明をしてきたと思っておりますが、まだ、いろんな市民の住民投票条例をという、市民の声も上がってきたということでございます。

確かに正確な情報は、庁舎を建てる目的とか、財政、予算の面などで、正確な情報が十分に伝わってなかったのではないかと考えております。

ですので、今後も機会を設けて、市民にもそういう説明を、もっと正しく理解をして頂くために説明をしていきたいと考えております。いろんな形になると思いますが、パンフレットとか、そういう手法とか、そういう形、あるいはまた直接市民とのそういう説明会も、やっていきたいと考えております。

○吉永委員長　しばらく休憩します。

○吉永委員長　再開します。

○日置委員　ここに説明と対話っていうのは、結構、言葉として意味が違うと思ってまして、ここに書いてらっしゃるのは、対話っていうふうに書いてらっしゃると思うんです。

これは、市政運営の一般的な在り方として対話を進めていきたいというふうに、おっしゃられているのか、それとも新庁舎建設について、今後、対話のほうを設けていきたいというふうな意味で書いてらっしゃるのか、どちらとも読めるので、説明と対話は違いますから微妙にっていうところの確認です。市政運営の一般論としておっしゃっているのか、新庁舎建設具体について、対話の場を設けていきたいという意味なのかどちらでしょう。

○塗木市長　新庁舎建設についてのことにでございます。そういうことでございます。

○吉永委員長　ほかに質疑はありませんか。

○菊永委員　3月25日最終本会議、議案第41号について、執行部の説明がありました。

1点だけお伺いします。選挙管理委員会事務局長の答弁の中で、費用はどのぐらいかかるのかっていうようなことでありました。これで1,400万ほどっていうようなことでありましたけれども、これは人件費のみの、諸経費なんかも含めて全部でこんだけですっていうような御理解でいいのかどうか、その辺についてお伺いします。

○菊永選挙管理委員会書記長　3月25日の議会の際にお答えしました1,400万の算出基礎につきましては、令和元年の市議選の場合の選挙の経費の実績が2,200万ほどでした。

それから今回、住民投票が行われる際の必要でない経費、看板を立てたりとか、印刷費等を考慮した額が、800万ほどあったということで、差額を引いて1,400万という額が出ております。人件費も当然含まれております。以上です。

○吉永委員長　よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

○日置委員　選挙管理委員会事務局長に確認をします。先ほどの陳述者の方が御意見の中で、実際、集まった数と有効署名数の間に差があるという御指摘があったんです。その中の理由として、12月1日の有権者登録だから、実際、持っていない人もいたというような御説明が確かに西次雄さんからありました。

ただ、逆に言うと無効署名数の理由等については、現在、その事由等を公開されていないと思うんですが、それは選挙管理委員会がお伝えしたから、御存じであることだというふうに私は理解しました。この無効票についての理由だったというところについては、どのような形で情報公開されているんでしょうか。

○菊永選挙管理委員会書記長　情報公開という形では、公表はしてはおりませんが、審査の際の基準というのは設けておりまして、そこについては、こちらの資料としては持っております。以上です。

○日置委員 西次雄さんが知っているということは、何らかの形で選管からお伝えしたから知っているとしかもう考えられない。責めているんじゃないですよ。もちろん、これは一般質問でも何でもないので、責めてると思わないでください。事実確認です。

これは基本的に無効署名について、理由があれば、それは市民から問合せがあれば、どういう内容だったということは、お答えしてるということですか。

○菊永選挙管理委員会書記長 こちらの考えとしましては、署名を提出された当人の西さんでありましたので、どういうことで、無効になった方はどういう方ですということはお伝えしたところです。以上です。

○日置委員 だとしたら質問しますが、無効になった理由として最も多かったものは、幾つか場合分けできると思いますが、何でしょうか。

○菊永選挙管理委員会書記長 重複して署名をされていた方とか、18歳未満の方も中にはおられました。以上です。

○日置委員 今、私の質問としては、最も多かったのはっていう質問なんですけど、それでよろしいですかね。

○菊永選挙管理委員会書記長 重複の方が多かったです。

○日置委員 すいません、重複ってどういう意味ですか。

○菊永選挙管理委員会書記長 同じ方が何回も署名をされて、署名を集める方は、先ほど22人いたということでしたので、その中で、違う方が同じ方に署名をもらったというようなことがはい、出ております。以上です。

○吉永委員長 ほかに質疑ありませんか。

○角委員 意見書の27ページでちょっと確認です。考え方をお聞かせください。

同条第2項において、「住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない」と規定されていますと。住民投票条例には、新庁舎建設65億円規模の現計画に賛成、あるいは反対ということで、私は反映されるという思いがあったんですが、ここでは第1条に、住民の意思を確認するという条例の目的が矛盾しているというのが1点あります。これがどういった意味合いで、こういった回答されてるのが1点。

もう1点は、15条、これも大事なんですが、比較多数を占めた意見が、住民の意見を判断とするためには、最低投票率と得票率を設ける必要あると。これについては、執行部としてどれぐらい考えているかという質問でございます。以上です。

○福島新庁舎建設推進課長 ただいまの御質問ですが、この新庁舎建設につきましては、合併後、平成21年頃から議会などで議論され始め、平成24年度の庁舎の在り方検討委員会、平成29年度の庁舎建設等市民検討委員会、令和3年度の新庁舎建設検討委員会において、市内の公共団体、公募委員、学識経験者など多くの市民を初め関係者に断続的に検討していただきました。様々な意見を頂いて検討していきまして、検討結果につきましては、市議会へ報告するとともに、新庁舎建設に関する調査特別委員会を常任委員会とは別に設置し、新庁舎建設について様々な御意見を頂き、総合的な見地から適切に判断してきていただいたと認識しております。

そのほか基本構想・基本計画策定においては、市民説明会、市民アンケート、ワークショップ及びパブリックコメントを通じて市民の皆様の御意見を頂き、反映させてきております。

このように新庁舎建設について、市議会をはじめとする多くの市民の皆様の様々な御意見を伺いながら議論し、その経過を経てたどり着いた結果である中で、今回上程された住民投票が住民の自由な意思が反映できるものと言えるのか、言える選択肢となっていないのではないかというふうに考えております。

あと2番目の質問でございますが、先ほど日置議員からありましたとおり、投票率が低いと偏ったものになるかと思しますので、過去の市長選の投票率等を参考にしますと、68.7%が最低投票率で最適ではないか、適切ではないかというふうに考えております。以上です。

○角委員 2点目につきましては、68.7%以上というのが分かりました。

1点目の先ほど、もう少しまだ分かりにくかったんですが、今までいろんな経緯を踏まえてやってきました。要するに住民投票は住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。この考え方ですよ。

私は、賛成か反対かというのであれば、自由な意思が反映されるのかなという解釈をしました。それに対して、回答が少し不十分だったので、お答えを求めます。以上です。

○尾辻新庁舎建設推進係長 この表現の意味といたしましては、賛成65億円規模の現計画に賛成か反対か、という表現になっておりまして、新庁舎建設費65億円規模という表現について、その金額を指していच्छやるのか、庁舎規模や設備を指しているのか、非常に分かりにくいものではないかと考えております。

また賛成、その規模、設備、金額ともに、賛成なのか反対なのか中立なのか。そういうところも、判断しにくいんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○吉永委員長 よろしいでしょうか。

○角委員 65億円規模って書いてあるもんですから、これは解釈のしかたです。僕は65億円が妥当なのか妥当でないかというのを思いました。もっと言うと、以前その答申に45億円を超えた場合には、見直してほしいという答申があったわけですね。それに対して、執行部の考えは理解できます。

もともと本庁舎方式にするのであれば、そこについては、金額的なものは触れられないと私思ったんですが、答申にもありましたから、そこについては、住民説明が不足されたというのは分かります。ここについては、そういった理解であればそれで結構です。以上です。

○しい委員 つい先ほど、御答弁頂いた新庁舎建設課長、係長に再度お尋ねなんですけども、住民投票条例の65億円規模が、規模とか設備とか、そこが分かりにくいということで御答弁頂いたんですが、そのまんま分かりにくい、分かってない、伝わってないが、住民側の認識だと思うんです。

今回、設計案とかは執行部側は知っているかもしれないんですが、住民側は、ほぼ知らないに等しいんですね、市報では公開されましたというふうに言われますが、実際、設計案が固まったのは2月とかだと思いますので、それに対して、住民に提示があってこういうので進みますよ、いいですかってことが初めて提案されて、住民は、そういうふうになっていくんだなっていう理解をすることになると思うんですけど、それがまだ住民側には提示されてないと私は認識しております。

なので、この抽象的な65億円規模という言葉に落とし込むしかなかったのかなというふうに私は解釈しているんですが、これで65億円規模に賛成ですか、反対ですが、住民の民意

を選ぶことにならないというような表現をしてるのは、市民、住民からすると、ますます説明が足りなかったんじゃないですかという突っ込みどころを逆に提示しているようなところに感じてしまうんですね。

なので、住民側への説明を急いでといいますか、この住民投票条例がどうなるか分からないんですが、実際、市長も先ほど説明会をするように考えてらっしゃいますというふうに言われましたが、具体的にいつ頃しようとか、早めに計画しようと案が出ているのかどうか、御答弁いただけないでしょうか。

○**塗木市長** 早い時期にやりたいと、説明会を考えております。5月から6月ぐらいの間でやれば、日程の調整を今からやっていきますけど、そういうふうに考えております。

○**吉永委員長** よろしいでしょうか。

○**しい委員** 再度、先ほど、住民投票条例をもしするとなった場合は、今ある、公開されている情報だけで、住民に判断を仰いていただくということになるのでしょうか。再度確認です。市報などに、また情報を載せる計画は現時点ではあるのでしょうか。

○**尾辻新庁舎建設推進係長** 実施設計のほうは、すいません、基本設計の手法でのお知らせというのは、去年の4月ですね、4月の市報のほうで、お知らせしたところですけども、ホームページのほうでは、3月中旬には基本設計の案をお示しいたしました。金額も含めてですけども、実施設計が固まりましたのが3月初旬だったものですから、今度の4月号ですね、実施設計の概要等を市報のほうで、お知らせする形になっております。

ホームページのほうには既にですね、実施設計の概要というものを載せさせていただいております。また事業費についても、63.8億円というふうな数字についても、お示ししておりますので、そちらのほうを御覧頂ければと思います。以上です。

○**吉永委員長** よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

○**鮫島委員** 疑問点、問題点のところなんですけど、28ページのほうで、第4条であるんですけども、条例の施行の日から起算して30日以内に行うこととなっていますが、投票事務の準備及び10条にある公平かつ公正に提供する情報の作成について、30日以内の実施は困難であるというふうに考えます。ということで書いてあるんですけど、これは30日が困難だとすると何日ぐらい要するのか、ちょっと質問いたしたいと思います。

○**菊永選挙管理委員会書記長** お答えいたします。選管のほうといたしましては、60日間は最低でも必要ではないかというふうに考えております。以上です。

○**吉永委員長** よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

○**加治佐委員** 有効な署名者数の地域のデータとかあるのでしょうか。

○**吉永委員長** これ地域ごとの署名が分かるかという質問でよろしいでしょうか。

○**加治佐委員** 地域ごとの有効署名者数は分かっているんですか。データとしてあるんですか。

○**菊永選挙管理委員会書記長** あるんですけど、ちょっと確認をさせていただいてよろしいでしょうか。データはあるんですけど、ちょっとここに手持ちがない。

○**吉永委員長** データがあるか、ないかの質問でありましたので、ありますということでよろしいでしょうか。

○**加治佐委員** 公表できますか。

○菊永選挙管理委員会書記長 公表のほうはできるんですが、ちょっと手持ちに、今資料をここに持っておりませんので、ちょっと時間を頂ければと思います。

○加治佐委員 後ほどできますか。

○菊永選挙管理委員会書記長 はい、御提示のほうは、後ほどいたします。

○吉永委員長 後ほどでよろしいでしょうか。はい。ほかに質疑はありませんか。

○蔵元委員 執行部のほうからの意見書の26ページにあります。中ほどから、中ほど下の方ですね。令和4年度に基本設計、令和5年3月からは実施設計に取り組み、令和5年度は、建設予定地の既存建物解体工事やというこのくだりがあります。我々は、去年の3月の予算を審査したときに、この実施設計と造成工事がスタートだともう認識してるんですね。はい。もう今から、建物を建つところがスタートじゃなくて、ここがスタートだというふうに私は認識してて、ほかの議員さんたちはどうか分かりませんが、私はそういうふうに認識しております。これには起債ももう使ってます。4億ちょっとでしたかね。これももう、途中でやめるとなったときは、どのような扱いになるのかっていうのと、執行部は、スタート時点を今度の3月がスタートだと思ってるんですか、私は去年の3月がスタートだというふうに思ってるんですけども、その辺の見解ですね。お願いします。

○江平副市長 蔵元議員が言われるとおり、私ども令和5年度の予算を認められた時点で、もうそこがスタートだということで、造成工事も既に始めております。あとは起債の関係ですがもう造成工事も起債も、申請しております。もしこれが中断となると、一般財源で賄う、補っていかねばならないということになると思います。

○吉永委員長 よろしいでしょうか。ほかに質疑ありませんか。

○菊永委員 市長にお伺いします。28ページの市長の意見書の最初の中で、去年の12月公示された市長選挙で、新庁舎建設を進めることなどを公約にとして立候補し、3期目となる南九州市政のかじ取りを役として市民の皆様の信任を得たというようなことを、また、新庁舎建設についても御理解を頂いたものと考えておりますというようなふうに掲げております。先ほど参考人のいろいろな話を聞きますと、市民にまだ周知徹底されていないのではないかっていうような声等もあるというようなことであります。だけれども、私のほうも、この市長の意見書の中で、新庁舎建設を進めていくっていうようなのと、65億を中断っていうようなこと等についての結果がしっかりと出ているっていうようなことであります。この市長の意見書のこれで、確認ですけれども、そういうつもりでいるのかどうか、今もそうであるというように考えているのかどうか、お伺いします。

○塗木市長 今私の意見書でもそういうことを、言っておるところでございます。この新庁舎建設の事業につきましては、昨年、選挙もございました。3選を果たすことができましたので、そこにも市民の賛成を頂いたということは思っております。そしてまたこのことにつきましては、もうこれまで議会の承認も頂いて、既に建設も進んでおりますので、これはもう、責任を持って、建設を推進をしていきたいと考えております。

○吉永委員長 菊永委員、参考人じゃなくて、意見陳述者ですので、先ほど市長に質問のときに、先ほど参考人の方からとありましたけど、本日は特別委員会、意見陳述者ですのでお間違いのないように、ほかに質疑はありませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。

ここで議案第 41 号についての審査を中止します。市長、副市長、関係課長係長には御苦労さまでした。しばらく休憩いたします。

○吉永委員長 再開します。

それでは、議案第 41 号の取扱いについて、討論採決の前に、採決方法について協議をしたいと思います。御意見等はありませんか。

○日置委員 確認。この当委員会のですよね。本会議じゃなくて、当委員会の。

○吉永委員長 当委員会、特別委員会です。ほかにございませんか。

○しい委員 討論って言われました。

○吉永委員長 討論採決の前に、採決方法について協議をしたいと思いますが、御意見はありませんかということでした。

○しい委員 はい。失礼しました。

○日置委員 討論、採決の前の意見はここじゃないですよ。次に意見の場がありますよね。

○吉永委員長 再度申し上げます。議案第 41 号の取扱いについて、討論採決の前に、採決方法について協議をしたいと思います。御意見等はありませんか。

ないようですので、これから討論を行います。

失礼いたしました。それでは、採決か継続審査か。

しばらく休憩します。

○吉永委員長 再開します。ほかに御意見はございませんか。

○しい委員 採決方法について御意見ありませんかということなんですが、採決方法がそもそも何が候補なのかが分かりかねているので、委員長お示しいただけないですか、起立なのか、手を挙げるなのか、投票なのか、そこが分かっておりませんので、お示しいただけないでしょうか。

○吉永委員長 すいません。採決前に、本日採決するか継続か、そのことの最初の協議をして、それであれば、その採決方法については、起立採決ですので、今のところですね、よろしいでしょうか。

ほかに御意見はありませんか。

○日置委員 審査、本日採決なのか継続なのかということについてなんですが、私は、西次雄さんの参考人招致を希望します。っていうのは、理由を述べますが、今のやつっていうのは、基本的にその陳述者の言ったことに対してしか質疑できないやり方ですよ。

私は今回の、理由を述べます。住民投票を請求者の方々の 22 名のうち、私は西さんを除く 21 名の方々に対して、心から尊敬してます。というのは町を思って行動されていらっしゃるということは、すごく素晴らしいことだと思うからです。だけど、先ほど川口さんがおっしゃったように、この条例の採決っていうのは、やっぱりこの点でとらえたら話が見えなくて、長いスパンで起きていることの集大成としてとらえないといけないというのが私の考え方です。

となったときに、やはり今まで、西さんについて言えば住民団体の代表でもあって、現職の議員でもあったわけなのに、そのときそのときで言ってることっていうのはすごく正しく聞こえるんですけど、過去との整合性を問うたら、話が合わないっていうことが私の中でも結構あるというふうに、思っています。

先ほども、でこういうことを私がここで言っても欠席裁判みたいなもので、西さんはそうじゃないって言うことも言えないわけですよね。ていうのもあるので、長いスパンで見たときに、このことに対する説明をしっかりと果たしていただかないといけないというふうに私は思ってるっていうのが一つと、この住民投票条例に賛成するんだったら、新庁舎建設に賛成の人も、納得してもらえるようなやり方じゃないといけないと私は思ってます。賛否含めて、これはやっぱり住民投票やらんといかんよねって。賛成の方々に住民投票をしなくていいんだっていう人たちの多くの私が聞いている意見ですよ。これが正しいと言うつもりはないですけど、意見というのはやっぱり、西さん市長選に出て市長選で民意問うといて、まあ言ってしまう住民投票しか選択肢がない状況になって初めて住民投票をおっしゃってるようなところもあるので、その真意っていうのが私は全く読めません。念のため申し上げます。22 人の方のうち 21 人は私は、すごく尊重しないといけないと思ってますが。その西さんのこれまでのことに対する考え方というものをちゃんと説明していただいて納得しないと、なかなかこの条例に対する賛否っていうのを述べることも自分として難しい部分があるので、というのは、1 議員としての意見ですが、皆様方の御賛同が頂ければ、なおかつ西次男さんの御同意が頂ければ、参考人招致という形を私は希望します。

○吉永委員長 ただいま日置委員のほうから、本日は特別委員会の中で意見陳述に対する質疑であったので、今までの経緯、それを確認するためにも、参考人の招集をし、要請をしたということで、日置委員からの意見が出ましたが、ほかの委員の方についてはこれについて何か御意見等ございませんか。

○蔵元委員 整合性がとれてないという部分の日置委員の、私はなかなかその辺は分かりないんですけど、ただ、そういう思いがあるのであれば、やはりそこは確認しないといけないのかなと。やっぱりこういう大きな問題だし、責任があると思います。我々もそれを判断するために、以上です。

○吉永委員長 ただいま蔵元委員のほうからも、今回の住民投票条例についての採決に入る前に、やはり、委員の中で、やはりこの議案に対する審査を慎重に執り行う中で、委員の中でこういった疑義がある場合は、まずそこをするべきだという御意見ということでございますが、ほかにございませんか。

○しい委員 本来この議題に対して真剣に審議する必要があるんで誰かの人に対して疑義があるのであればそこに対して、思いを晴らして、そこを払拭した上でちゃんと新庁舎の大本を考えるってことが私たち議員には求められていると思いますので、それが必要であるのであれば参考人招致が必要ではないかと思えます。本来討論すべきものが誰かに対する不信感でちゃんと考えられないっていう気持ちがあるのであれば、的外れた投票採決になってしまうと思うので時間がかかったとしてもそこは向き合うべきではないかと考えます。

○吉永委員長 ただいま日置委員のほかに、2 名の方が参考人の招致はやはり必要ではないかという御意見がございました。

しばらく休憩します。

○吉永委員長 再開します。

ただいまの御意見が参考人の招致をお願いしたいということでの御意見がありました。

第 100 条によって、当該調査に行うために特に必要があると認めるときには、選挙人その他

の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができるということです。これを委員の方から請求がありましたので、議会がどうしても請求者から説明を聞きたいのであれば、その方に、説明を求めるということができますので、求めたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○日置委員 御提案を受入れていただいたでございませう。念のために言いますが、私はそんなこと 1 ミリを持ってませんが、西さんの個人の責任を追及する場だったとか、そういうことをしたいという意味は、意図は一切ないです。しそういう場にしちゃいけないと思っております。それだけ。ただ、疑問があるってことです。

○吉永委員長 日置委員、先ほどの提案があつて、ほかの委員の方もおっしゃいました。やはりその審査の中で必要という判断をすべきところで参考人の招致をお願いするところがありますので、よろしく願いいたします。

○吉永委員長 それでは、議事を進行したいと思います。ただいま採決前に御意見等がありました。この特別委員会の議案第 41 号について、参考人の招致をしたいということでございましたので、これに対しての起立採決をしたいと思ひます。

参考人の招致を、必要とされる方は起立願ひます。起立多数でございませう。

それでは、西次雄さんの参考人の招致を請求したいと思ひます。

それではお諮りします。本日の当委員会については、この辺でとどめたいと思ひますが、御異議ありませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議がありませうので、本日の委員会はこれで終わります。

次の委員会の日程は、委員長、副委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それではそのようにさせていただきます。

それでは、これで南九州市新庁舎建設同 65 億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例の制定に関する特別委員会の審査を一時中断いたします。

（閉会 12：00）